

●香川県告示第125号

平成12年香川県告示第283号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1 略</p> <p>1～7 略</p> <p>8 学用品の給与</p> <p>(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>9～13 略</p> <p>第2 略</p> <p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 時間外勤務手当</p> <p>ア 医師、歯科医師及び薬剤師並びに土木技術者及び建築技術者については、県の行政職6級11号給職員に相当する額以内とする。</p> <p>イ 保健師、助産師及び看護師並びに大工、左官及びとび職については、県の行政職2級13号給職員に相当する額以内とする。</p> <p>(3) 旅費</p> <p>ア 医師、歯科医師及び薬剤師並びに土木技術者及び建築技術者については、県の行政職6級職員に相当する額以内とする。</p>	<p>第1 政令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間</p> <p>1～7 略</p> <p>8 学用品の給与</p> <p>(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（<u>盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）</u>の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程及び通信制の課程を含む。）、<u>特殊教育諸学校</u>の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>9～13 略</p> <p>第2 法第24条第5項の規定による実費弁償の程度</p> <p>1 政令第10条第1号から第4号までに掲げる者</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 時間外勤務手当</p> <p>ア 医師、歯科医師及び薬剤師並びに土木技術者及び建築技術者については、県の行政職6級11号給<u>吏員</u>に相当する額以内とする。</p> <p>イ 保健師、助産師及び看護師並びに大工、左官及びとび職については、県の行政職2級13号給<u>吏員</u>に相当する額以内とする。</p> <p>(3) 旅費</p> <p>ア 医師、歯科医師及び薬剤師並びに土木技術者及び建築技術者については、県の行政職6級<u>吏員</u>に相当する額以内とする。</p>

イ 保健師、助産師及び看護師並びに大工、左官及びとび職については、県の行政職 2 級職員に相当する額以内とする。

2 略

イ 保健師、助産師及び看護師並びに大工、左官及びとび職については、県の行政職 2 級吏員に相当する額以内とする。

2 略